

令和3年7月9日

医療系部局指導教員 各位
CC 教育研究分野教授（医歯薬学総合研究科）
分野長（保健学研究科）、専攻長（保健学科）
CC 学部生、大学院生各位

大学院医歯薬学総合研究科長	伊達 勲
大学院保健学研究科長	廣畑 聡
医学部長	豊岡 伸一
歯学部長	長塚 仁

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための岡山大学の活動制限指針」に基づく
医療系学部生及び大学院生等の研究室への立ち入りについて（一部改訂）

COVID-19 感染拡大防止の観点から、様々な対応や学部生及び大学院生等の指導にご尽力頂き、感謝申し上げます。

さて、医療系学部生及び大学院生等の研究室への立ち入りにつきましては、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）リスク軽減下での学部学生及び大学院生の研究室への立ち入り指針」により教育研究機能を維持いただいているところですが、これまで「非正規大学院生」の記載が無かったことから、改めて岡山大学の活動制限指針に定められております「研究BCS」の再申請を行っていましたが、「非正規大学院生」を研究室に立ち入れる学生の対象とすることが「立ち入り指針」の変更を含め承認されましたのでお知らせいたします。

なお、現在、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための岡山大学の活動制限指針」のレベルが引き下げられ、「教育・研究活動（研究指導を含む。）」については、レベル2となっておりますが、引き続き「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）リスク軽減下での学部学生及び大学院生の研究室への立ち入り指針」（別紙1）に沿って実施していただくこととなりますので、各指導教員が下記の「研究室への入室計画表・記録（別紙2）」を作成し、教育研究分野教授（医歯薬学総合研究科）、分野長（保健学研究科）、専攻長（保健学科）（以下、「教育研究分野教授等」という）へ提出・確認することにより包括的に許可をすることになっておりますのでご対応方よろしく願いいたします。

記

ガイドライン：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）リスク軽減下での学部学生及び
大学院生の研究室への立ち入り指針（別紙1）

研究室への入室計画表：研究室への入室計画表・記録（別紙2）

立ち入り後は、記録をお願いします。

【担当】

大学院医歯薬学総合研究科担当	TEL: 086-235-7986	kdf7986@adm.okayama-u.ac.jp
大学院保健学研究科・医学部保健学科担当	TEL: 086-235-7984	ishiyaku-g-hoken@adm.okayama-u.ac.jp
歯学部担当	TEL: 086-235-6627	mag6627@adm.okayama-u.ac.jp

令和 2 年 5 月 20 日

令和 3 年 7 月 6 日 改訂

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）リスク軽減下での学部学生及び 大学院生の研究室への立ち入り指針

目的： COVID-19 クラスター発生を防ぎつつ、必要最低限の大学の教育研究機能の維持（質が保証された学位授与が滞るリスクの軽減）を目的とし、現状において、岡山大学の活動制限指針レベル3対応を前提としている。今後、レベル2に引き下げとなっても当分の間は、本指針に基づき対応することとする。

アプローチ： 3密（密閉、密集、密接）のいずれの条件も満たさないように配慮する

具体的方策：

1. 立ち入る学生の制限

研究室等に立入れる学生は、原則、以下の条件すべてに合致し、以下 2. 研究活動が必要と部局長が判断した者とする。

第一段階

- ・ 医歯薬学総合研究科（博士課程）2年次、3年次、4年次生
- ・ 医歯薬学総合研究科（修士課程）2年次生
- ・ 保健学研究科（博士後期課程）2年次、3年次生
- ・ 保健学研究科（博士前期課程）2年次生
- ・ 医学部保健学科 4年次生
- ・ 特別聴講学生等外国人留学生
- ・ 非正規大学院生

第二段階

- ・ 医歯薬学総合研究科（博士課程）1年次
- ・ 医歯薬学総合研究科（修士課程）1年次
- ・ 保健学研究科（博士後期課程）1年次
- ・ 保健学研究科（博士前期課程）1年次

- ・ 岡山大学病院が定める多発発生地域からの通学者（直前 2 週間以内の滞在を含む。）ではないこと。
- ・ 本人又は同居している家族や濃厚接触者に以下※に示すような症状等、健康上の問題がないこと。
※毎日、通学前に検温し、発熱や、息苦しさや倦怠感の症状（異常）があれば必ず、指導教員に連絡し、岡山大学の HP 掲載の指針に従って行動してください。）

2. 研究活動

学位論文作成に関わる以下の活動に限る。

- 1) 実験用生物や細胞の維持
- 2) 実験機器のメンテナンス
- 3) 進行中の実験で停止や延期のできないもの
- 4) 学外持ち出しのできない情報へのアクセス
- 5) 研究室に保管の蔵書や書類などの一時持ち出し
- 6) 時期や季節が限られること

3. 立ち入り箇所の制限

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について（各種制限）の病院エリアへの不要不急な立入の制限を遵守のうえ、必要最小限の研究施設とする。

4. 立ち入り時間帯と立ち入り時間の制限

指導教員の責任において、緊急度、研究の進捗状況を把握のうえ、来学日・時間帯のローテーションを組むなど人の接触をできる限り抑え3密にならないよう対応すること。

また、立入時間帯・健康状態（体温含む）の記録を行うこと。

5. 同時に立入れる人数の制限

研究室等に同時に立入れる人数は、原則として、1スパン（約20~25㎡）当たり1名までとする。もしも、複数人が集う場合には、十分な換気、扇風機、サーキュレーター等を使用した強制的な換気（30分ごとに10分間）も含め、実質的な3密回避を行うこと。

6. 立ち入り時の留意事項

- 1) 立ち入り時には、手洗い・手指の消毒を入念に行い、不織布マスク・使い捨て手袋を着用すること。また、咳エチケットを徹底すること。なお、3密は避けることとする。
- 2) 極力、会話は行わない。ただし、事故等の連絡や緊急避難等の指示は除く。
- 3) 換気には、十分留意すること。
- 4) 同じ部屋に2人以上が立ち入る場合、人と人の間隔が2m以内にならないように配慮すること。
- 5) 共用する物品への接触に留意し、1アクションごとの消毒に留意し、素手で触らない、ラップをかけるなどの工夫をすること。
- 6) エレベーターには研究室で着用した手袋をつけたまま乗らないこと（コンタミ防止）。ボタン操作は素手で直接触らないか、触れた場合は手指消毒する（感染拡大防止）。
- 7) 研究室内のドアノブ、端末操作画面、スイッチ等についてアルコールタイプのウェットティッシュ等でこまめに拭くなど感染防止対策を徹底すること。なお、研究室内だけでなく、周囲の施設設備について注意して必要な措置を講じること。
- 8) 安全には十分注意すること。

7. その他

- 1) 立ち入りにあたっては、研究活動が学生本人の研究に関連し、かつ、その必要性を学生本人も納得している事項に限る。
- 2) 立ち入りのための通学においても、不織布マスクを着用し、かつ、人が集まる場所を避けたり、満員の公共交通機関の利用を避けるなど、キャンパス外での感染リスクを抑えること。
- 3) クラスタ発生の要因となる行動（多数が集まるイベントへの参加・飲み会・接待を伴う飲食店でのバイト等）については、厳に慎むこと。

以上

